

令和6年3月27日

丹波市議会議長 垣内 廣明 様

総務文教常任委員会  
委員長 谷水 雄一

委 員 会 調 査 報 告 書

本委員会において行った所管事務調査の結果について、別紙のとおり、丹波市議会会議規則第109条の規定により報告します。

## 1 調査事項

投票所のあり方に関する事項

## 2 調査の目的

令和５年度「丹波市議会☆ミライプロジェクト2023」において、高校生から、「投票所を各高校施設内へ設置」の提案を受け、市における投票所の設置基準の考え方、他市の投票所に対する取組事例等を確認し、投票環境及び投票率の向上を図るため、総務文教常任委員会で所管事務として調査を行った。

## 3 調査の経過

### (1) 本件の経過

○令和５年12月25日

第132回定例会本会議において「投票所のあり方に関する事項」を閉会中の継続審査事項として議決を得た。

○令和６年２月９日

委員会において、市選挙管理委員会に「投票所のあり方に関する事項」について、説明を受け、質疑を行った後、委員間協議を行った。

○令和６年３月５日

委員会において、委員会調査報告書（案）の内容について、委員間協議を行った。

○令和６年３月19日

委員会において、委員会調査報告書（案）について、内容の確認を行った。

### (2) 他市の投票所の取組について

#### ア 島根県浜田市（移動投票所）

##### (ア) 経緯

平成28年に78ヶ所あった投票所のうち8か所を統廃合により70ヶ所とすることを決定した。廃止された投票所は、山間部の過疎地にあり、1ヶ所の有権者が20人に満たない状況であった。投票所までの移動手段が困難なため、車自体を投票所にする移動期日前投票所を始めることとなった。

##### (イ) 検討すべき課題と対応

###### a 法的根拠

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第32条に規定する「投票記載の場所の設備」として、期日前投票所の設備に不備がなく、投票の秘密保持が保たれるのであれば、期日前投票所の場所及び設置期間を告示したうえで、車を投票所として設置することは可能である旨の確認を総務省から得た。

b 設備

使用する車は、10人乗りの公用ワゴン車を利用した。しかし、通常の投票場所で使用する記載台等の機材は形状的に適するものがなかったため、必要なものは特注品を準備した。特に、高齢者に配慮したスロープの設置や体を預けても壊れない強度を持たせるなどの工夫を行った。また、投票の秘密保持に万全を期するため、記載台の上に置くプライバシー保護のパネルを設置した。

c 二重投票の防止対策

期日前投票の場合、システムにより名簿照合が行われるが、投票所設置場所によっては山間地域のため通信インフラが整備されておらず、名簿照合を行うことができない。そのため、携帯電話を使用し選挙管理事務局と連絡を取り、システムによる名簿照合及び投票の入力を行うこととした。

d その他

投票立会人等の水分補給やトイレに配慮した。

(ウ) 費用

燃料が約5,000円、車両の選挙啓発用マグネット板等が約85,000円、記載台作成費が約97,000円、人件費（投票管理者及び投票立会人）が約30,000円×3日、通信費が約33,000円、電話レンタル料が約15,000円、雑費が約2,000円の合計327,000円程度であった。なお、導入後最初の参議院選挙においては、通常の期日前投票所の開設と同様の経費と合わせて車内での記載台等初期投資も含めて交付金対象となった。

(エ) 職員体制

平成28年7月の参議院選挙では、事務局職員2名に加え、他課からの応援職員2名、臨時職員8名（本部での期日前対応）を確保したうえで、そのうち移動期日前投票所に事務局職員1名、応援職員1名が車に同乗し、現地投票所では各支所職員2名（2支所につき

各2名)も対応にあたった。なお、期日前投票所へ人員を割いたことにより事務局側が手薄になってしまい、名簿照合に苦慮した。

(オ) 検証

投票率の顕著な上昇はなかったが、移動期日前投票所(車)の投票割合は約6割となっており、当日投票や不在者投票に比べ非常に高い数値を得た。これまで当日投票所で投票を行っていた人が移動期日前投票所で投票を行ったためと考えられ、山間部での投票機会の確保が図れたようである。導入後、8回の選挙において移動投票所が実施され、全体の投票率自体は下がっているものの、移動期日前投票所の利用率は上昇しているようである。

イ 兵庫県丹波篠山市(駅前投票所)

(ア) 現状

駅の工事によって設置しなかったことはあるが、取りやめてはいない。

開設時間は、午後6時から午後8時までである。令和6年4月の市議会議員選挙では設置する予定である。

(イ) 検討すべき課題と対応

期日前投票所を行っている場所については、他の事業者が使用している場合があり、その際は設置することが困難である。今後も継続するかは検討中である。

(ウ) 職員体制

午後5時まで丹南支所で職務に従事していた投票管理人、投票立会人及び職員が駅に移動し、事務に従事する。

(エ) 検証

駅前期日前投票所について調査を行ったことはないが、通勤等で駅を利用する人がいるので、一定の効果はあると考えられる。

ウ 兵庫県三田市(移動式投票所)

(ア) 経緯

過去の投票者数を分析した結果、選挙前半の投票者数が少ない傾向にあることが分かった。また、期日前投票所が市南部に偏っていたた

め、1日ごとに地域を巡回する「市民センター移動式」の期日前投票所を導入することとなった。開設時間は、午前9時から午後3時までの間で、夜間の開設や常設型を避け、選挙運動の妨げにならないよう配慮されている。

(イ) 費用

人件費（投票管理者及び投票立会人、職員時間外手当等）、各市民センター使用料、電話代等通信料について、約320千円を現時点で必要と思われる経費として見込んでいる。

(ウ) 検証

導入が令和6年秋の市議会議員選挙からになるので、これからの効果検証となる。

(3) 丹波市の選挙管理体制及び課題について

ア 投票所1ヶ所における費用（R4参議院）

- ・期日前投票所に従事した人数と人件費（1投票所あたり/日）

投票管理者1人×11,300円＝11,300円

投票立会人2人×9,600円＝19,200円

事務従事者5人×25,300円＝126,500円

計157,000円

- ・当日投票に従事した人数と人件費（1投票所あたり/日）

投票管理者1人×12,800円＝12,800円

投票立会人2人×10,900円＝21,800円

事務従事者5人×28,600円＝143,000円

計177,600円

イ 教育体制（R4参議院 告示6月22日 選挙期日7月10日）

- ・6月9日 期日前投票庶務担当者説明会
- ・7月8日 当日投票所庶務担当者説明会及び開票事務従事者説明会

ウ 移動投票所検討状況

(ア) 費用

- ・車両

自動車購入費が4,658,500円、リサイクル料・重量税が150,000円であり、合計4,808,500円である。その他、別途保険料及び燃料

代等が必要である。

- ・期日前投票端末（ノートパソコン）

本体及びシステム構築に1,067,000円が必要である。その他、ネットワーク環境を整えるため、無線ルーターなどが必要である。

- ・人件費

期日前投票管理者 11,300円

期日前投票立会人 2人×9,600円=19,200円

投票事務従事職員 5人（車両に同乗し、運転員兼務）

以上、合計5,906,000円（なお、実施日数により人件費は増加する。）が必要である。

#### （イ） 課題

他市の移動投票所の検討課題である携帯電話での名簿照合には、職員等の人員配置も含め、検討が必要である。また、総務課では期日前投票所期間中に人員2名を配置することは困難である。他課からの応援においても期日前投票期間は、既に本庁、各支所の投票所に従事しているため、現状応援は見込めない。

#### （４） 新たな取組

市選挙管理委員会は、令和6年度以降の選挙において、複合商業施設に期日前投票所の設置を予定している。

### 4 調査の結果

選挙における投票行為は、多様な意見を集約する代表者を選び、まちづくりや社会のルール作りを決める上で主権者である市民一人ひとりの意思を発意する大変重要な役割を持っている。丹波市においては、平成16年の合併当初68投票区の投票所があったが、投票区の増設基準（昭和44年5月15日自治管第45号 各都道府県選挙管理委員会委員長あて 自治省選挙部長）及び市の選挙人の現状、費用等の検討を踏まえ、平成22年7月の参議院議員通常選挙から現在の40投票区へと再編が行われた。

投票所の設置に関しては、設置場所や設置方法が投票率に少なからず影響するものとする。投票所1ヶ所に対し、人件費及び資機材の導入費用並びに人員の確保が必要となってくる。

費用面では予算の確保が必要であるが、投票行為が主権者の発意ということを経済的な位置づけと考えると、そのために必要な投票所の重要性に対して優先

すべき論点ではない。

また、人材確保の点から検討すると選挙の公正性・厳密性を確保するためには、選挙制度を十分に理解した職員等の人材を配置する必要がある。投票所1ヶ所に対し、市の検討では、5～6名の人員を配置する必要がある、投票所における選挙制度の確度を維持することと共に市役所機能の維持を図ることが求められる。

以上のことから、投票所の効果的な配置は、近年減少傾向にある投票率の向上を図るため、重要な方法の一つである。この度、市選挙管理委員会は、新たに複合商業施設に期日前投票所設置を予定している。これによる効果や他市の状況等を参考に今後も引き続き、投票所のあり方について検討いただきたい。